

## 台湾オン&オフライン観光情報配信事業実施業務 プロポーザル審査要領

### 1. 審査の対象となる者

審査は次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

- ・ 「台湾オン&オフライン観光情報配信事業実施業務プロポーザル実施要領」に規定する締切日までに、必要な書類のすべてを提出した参加者。
- ・ 同「実施要領」により、適正に書類を作成した参加者。

### 2. 審査方法

- ・ 参加者から提出された応募書類に対する審査を行う。
- ・ 採点は別紙「評価基準」により行う。
- ・ 各評価項目について5段階評価で採点を行う。
- ・ 審査委員1人の持ち点は100点。一者300点満点。

### 3. 審査委員（3名）

- ・ 函館市観光部に属する者
- ・ 一般社団法人函館国際観光コンベンション協会に属する者
- ・ 函館商工会議所に属する者

### 4. 採用する提案の決定について

全審査委員の採点を合計し、180点（満点300点の3／5）以上を合格点として、最も点数が高い企画提案を採用する。ただし、複数の企画提案が同点となった場合は、全審査委員の点数を比較し、2名から高い点数の評価を受けたものを採用とする。